

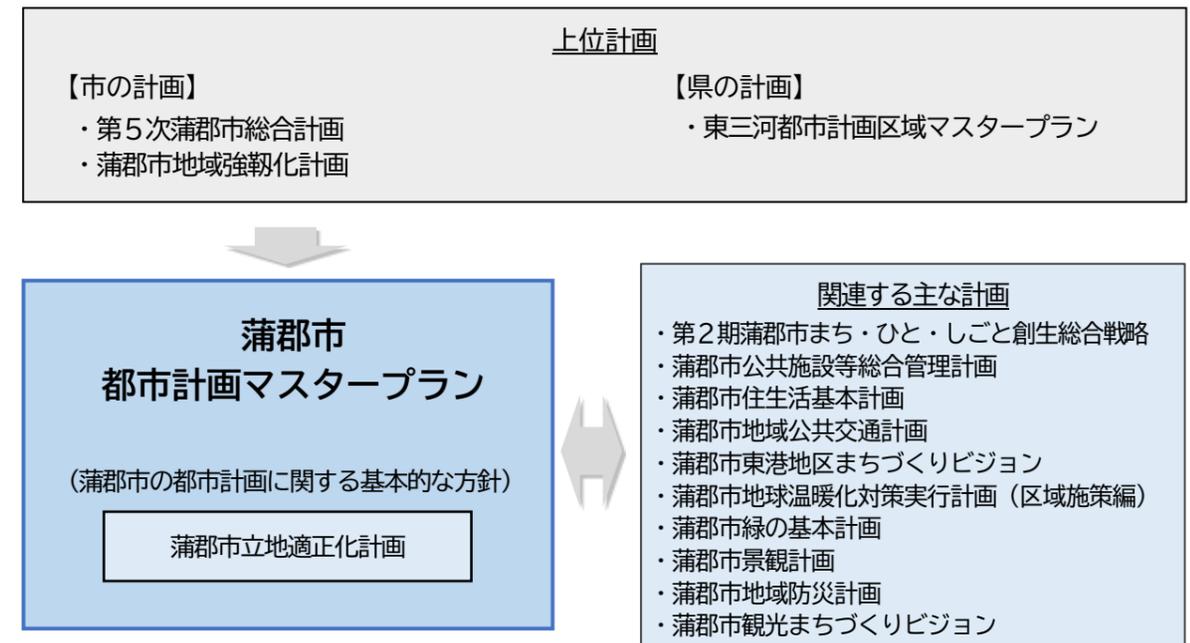
1 蒲都市都市計画マスタープランの概要

(1) 位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づいた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、都市計画のビジョンや方針を示すものです。

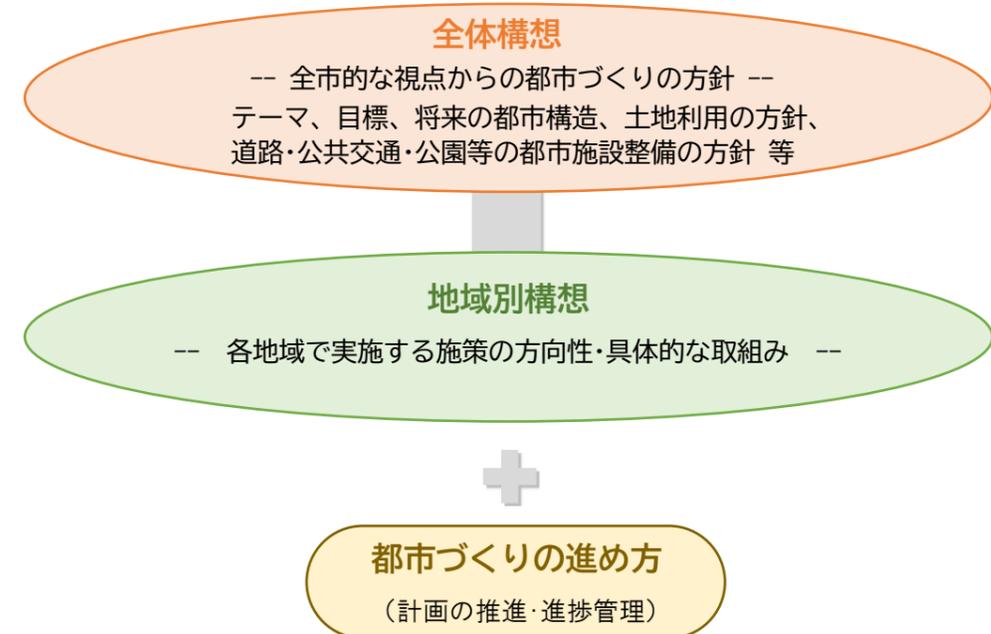
当市が定める都市計画（土地利用の規制・誘導や都市施設（道路、公園、下水道など）の整備、市街地開発事業等）は、この都市計画マスタープランに即している必要があります。

都市計画に関する取組みは、実現までにある程度の期間を有することから、長期的展望のもと進めていく必要があります。一定の継続性・安定性が求められます。そこで、都市計画マスタープランは、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、上位計画の内容に即するとともに、関連計画との整合性を図り定めます。



(2) 構成

都市計画マスタープランは、全市的な視点で将来の都市構造や土地利用、道路・公共交通・公園等の都市施設整備の方針を示した「全体構想編」と、それに即した各地域で実施する施策の方向性や具体的な取組みを示した「地域別構想編」、これらの実現に向けた計画の推進・進捗管理について示した「都市づくりの進め方」で構成します。

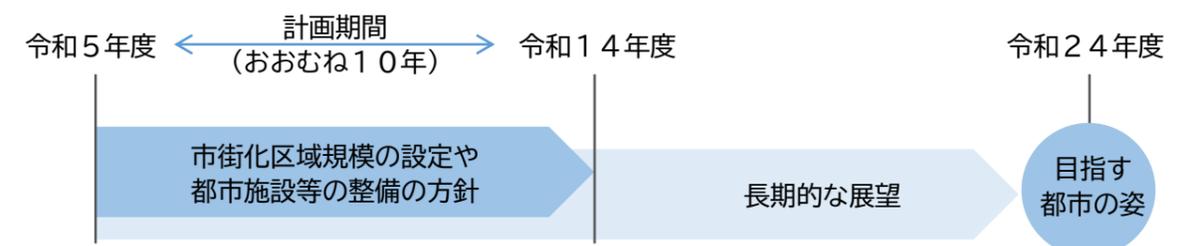


(3) 目標年次

目標年次は、市街地規模の設定や都市施設等の整備目標年次です。

おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、おおむね10年後までに整備する事項の方向性を定めます。

計画開始は令和5年度となるため、目標年次を令和14年度に設定します。



2 蒲都市都市計画マスタープランの改定の概要

(1) 改定の背景

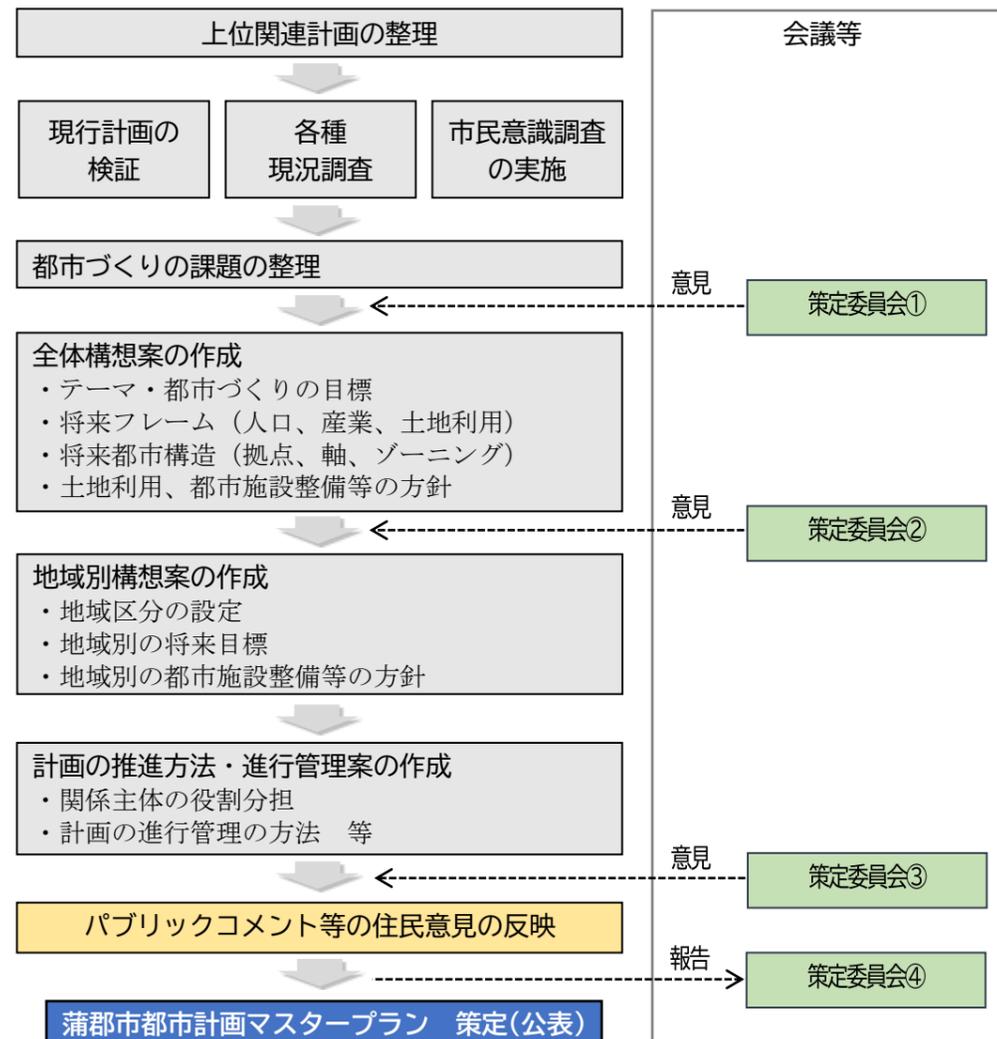
当市では、現行の都市計画マスタープランを、令和4年を目標年次として平成19年に策定しました。計画策定後、全国的な人口減少・少子高齢化社会がさらに進行し、その状況に対応するため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画をはじめとした新たな制度が創設されるという大きな変化が生じています。本市においても、令和元年7月に立地適正化計画を策定・公表しています。

また、本市の最上位計画として、住みよいまちづくりを進め着実な発展に寄与してきた総合計画についても、令和3年6月に第5次計画を策定・公表しています。

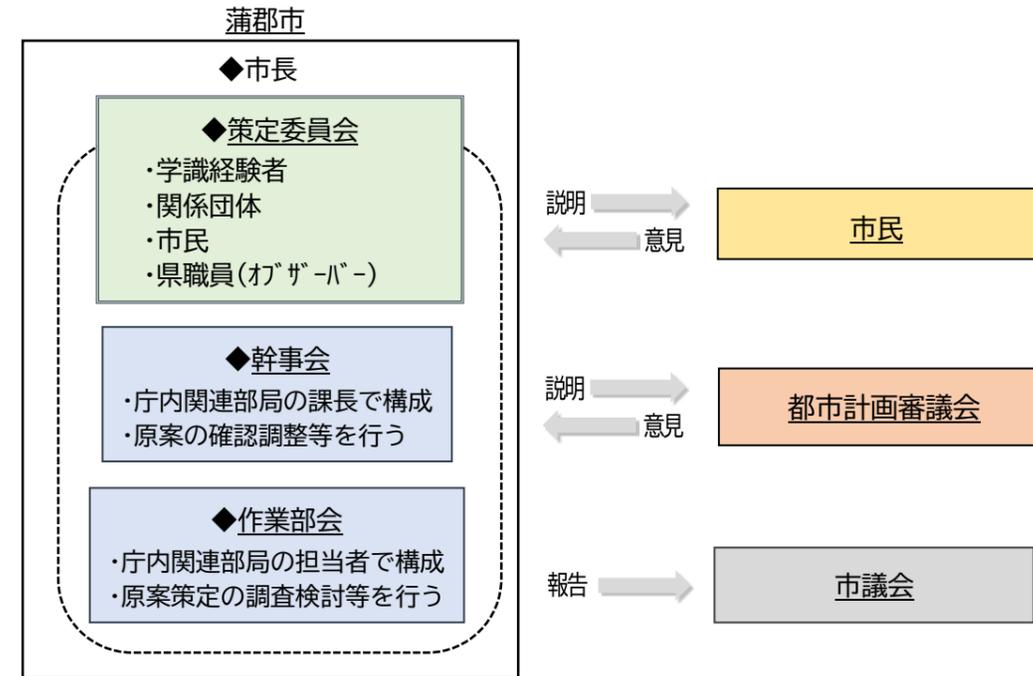
さらに、都市計画の分野では、愛知県が都市計画区域ごとに都市計画の基本的な方向性を広域的見地から定める、東三河都市計画区域の整備・開発及び保全の方針(東三河都市計画区域マスタープラン)が、平成31年3月に改訂されています。

都市計画マスタープランについても、上位計画の内容を踏まえながら、関連計画や関係主体と一体となって社会情勢の変化に対応した持続可能な都市づくりを推進するため、新たな期間の計画を策定します。

(2) 改定の手順



(3) 策定体制



(4) 策定委員会の位置づけ

策定に関する検討事項や市が作成する計画の原案などについて、学識経験を有する方、関係する各種団体(商工会議所、農業委員会、青年会議所など)の方や市民の方々からご意見をいただくことを目的に設置するものです。いただいたご意見を踏まえて、また策定委員会以外の市民の方のご意見も反映しつつ、蒲都市として都市計画マスタープランを策定します。

(5) 策定委員会開催スケジュール(予定)

